

夜間対応型訪問介護について

【夜間対応型訪問介護の導入の経緯】

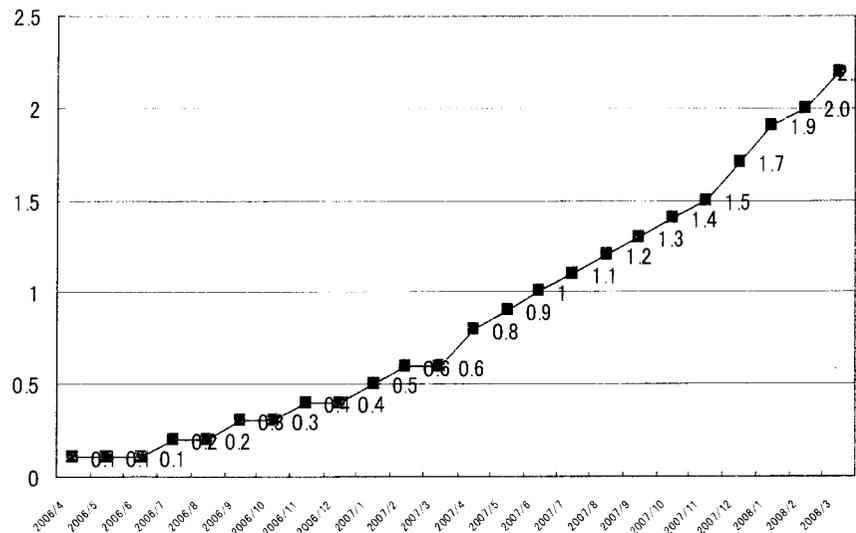
○ 夜間に定期巡回と通報による随時対応を併せた訪問介護の提供により、24時間安心して生活できる体制を整備し、中重度者の在宅での生活を支えるものとして導入。

I 夜間対応型訪問介護の現状と課題

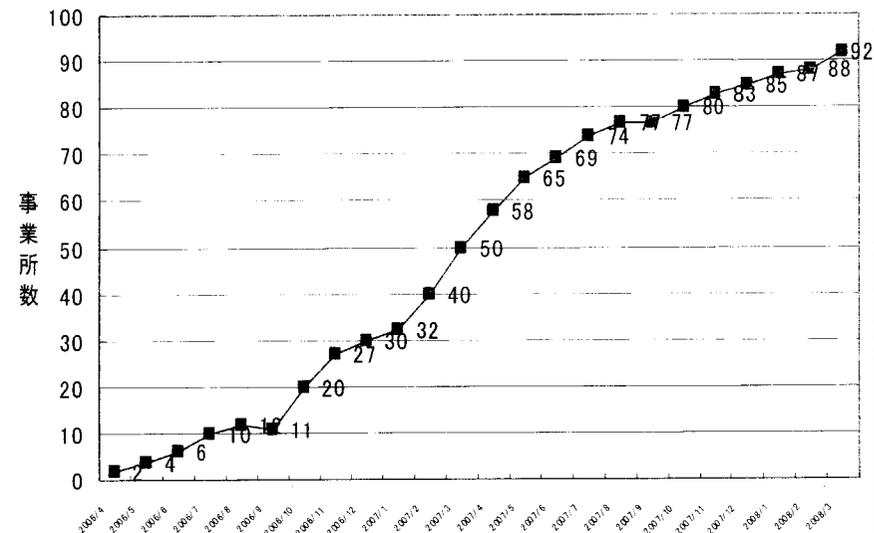
【夜間対応型訪問介護の利用状況①】

○ 夜間対応型訪問介護の利用者数は約2.2千人、事業所数は92カ所となっている。
(平成20年4月審査分)

夜間対応型訪問介護の利用者数(千人)



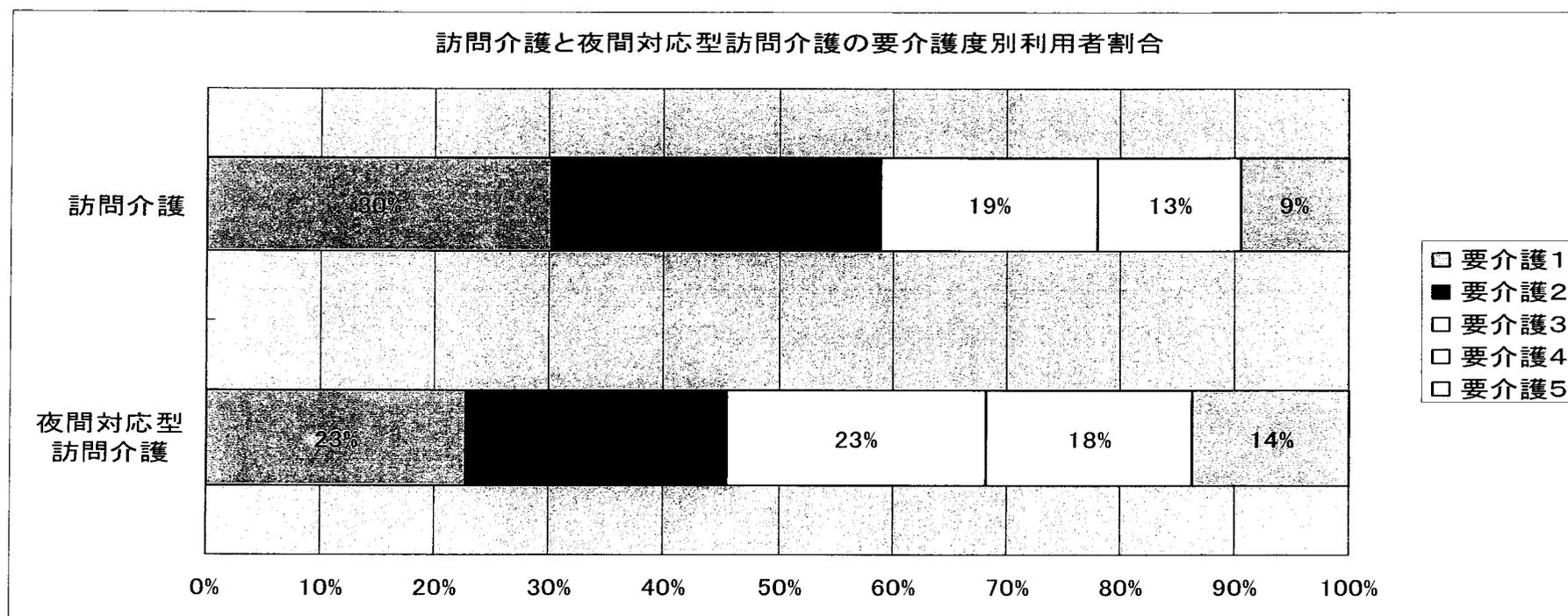
夜間対応型訪問介護事業所数



(資料出所)いずれも「介護給付費実態調査」より作成

【夜間対応型訪問介護の利用状況②】

- 夜間対応型訪問介護の利用者の平均要介護度は2.77(平成20年4月審査分)となっている。
- 訪問介護に比べて重度者の割合は高くなっており、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするサービスという位置付けに沿った利用実態となっている。



夜間対応型訪問介護利用者の平均要介護度

	H19.4	H19.7	H19.10	H20.1	H20.4
平均要介護度	2.67	2.50	3.08	2.71	2.77

【夜間対応型訪問介護の利用状況③】

- 夜間対応型訪問介護の利用者数は1事業所あたり約23.9人に止まっており、制度導入当初の想定利用者数である300～400人を大きく下回っている。
- 事業者からは、夜間対応型訪問介護事業者の経営状況を踏まえ、経営安定化のための施策が必要、と要請されている。

○夜間対応型訪問介護事業所の利用者数
(平成20年4月審査分)

事業所数	総利用者数(人)	1事業所当たり利用者数(人)
92	約2,200	約23.91

(資料出所)「介護給付費実態調査」より作成

○事業者によるアンケート調査
(有効回答18事業者の平均) (千円)

	H20.5	H20.6	H20.7
収入	470	459	415
支出	1,138	1,293	1,182
収支	-668	-833	-767

※事業者・自治体等の要望事項

【世田谷区他】

現行法で「夜間において」とされるサービスの提供を、夜間に引続く昼間の時間帯においても可能とすること。
(構造改革特区第13次要望)

【事業者からの要望例】

夜間対応型訪問介護を積極的に普及させるため、サービス提供時間を、利用者本位に基づき夜間だけでなく、日中も含めた24時間型へ移行する等の措置を行うこと、オペレーターの資格要件を緩和すること等。

Ⅱ これまでの指摘等の概要

介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム報告

(平成19年12月10日)

3 今後の検討課題について

(1) 各事業に共通する事項について

② キャリアアップについて

○ 介護労働者のキャリアアップに資する人員配置基準、キャリアアップにつながる取組を行う事業所に対する評価、研修システムの構築又は介護労働者個人に対するキャリアアップのインセンティブの在り方等について検討する必要があるのではないか。

その際、小規模事業所ではキャリアアップのシステムを自ら構築することが困難であることから、何らかの対策を検討する必要があるのではないか。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成20年5月20日 参議院厚生労働委員会)

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

Ⅲ 夜間対応型訪問介護の報酬・基準に関する論点

【基本的な考え方】

- 夜間対応型訪問介護の報酬・基準については、以下の基本的な考え方に沿って見直しを行うこととしてはどうか。
 - ① 事業所の経営安定の確保
 - ② 介護従業者のキャリアアップに資するよう、有資格者や経験年数の評価

【具体的な論点】

- (1) オペレーションサービスの機能を日中においても活用し得ることとすることで、利用者の24時間の安心確保に資する仕組みを構築し、利用者にとってより魅力的なサービスとするとともに、利用者の確保を通じ経営の効率性を高められるような方策について検討してはどうか。
- (2) 現在、看護師、介護福祉士、医師、保健師及び社会福祉士に限定されているオペレーターの資格要件を緩和することについて、オペレーターの質の確保をした上で、検討してはどうか。
- (3) 介護従事者のキャリアアップの仕組みについては、他サービスを含めた議論を踏まえつつ、介護報酬の在り方とともに検討することとしてはどうか。

参考資料

地域密着型サービスについて

○ 中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービスとして、平成18年度より新たに導入されたもの。

1：当該市の住民のみが利用可能

- 指定権限を市町村に移譲
- その市町村の住民のみがサービス利用可能(当該市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能)

2：地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定

4：地域の意見を反映する仕組み

事業所指定(拒否)及び指定基準・報酬設定には、地域密着型サービス運営委員会の設置等により、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等の意見を聴く仕組み

- 小規模多機能型居宅介護 : 「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスの提供により、中重度になっても在宅生活が継続できるよう支援
- 夜間対応型訪問介護 : 夜間に定期巡回と通報による随時対応を併せた訪問介護の提供により、24時間安心して生活できる体制を整備
- 認知症高齢者グループホーム : 認知症高齢者に対して、共同生活住居において、家庭的環境と地域住民との交流の下で、日常生活上の世話・機能訓練を行い、能力に応じた自立生活を支援

その他、 ● 認知症対応型通所介護 ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設がある。

夜間対応型訪問介護の報酬

(1) オペレーションセンターを設置する場合

○ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)

・基本夜間対応型訪問介護費(1月につき)	1,000単位(15単位・30単位)
・定期巡回サービス費(1回につき)	347単位(50単位)
・随時訪問サービス費(Ⅰ)(1回につき)	580単位(50単位)
・随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき)	780単位(50単位)

※ 3級ヘルパーが、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う場合は、それぞれの所定単位数の100分の70を算定する。

注 ()内の単位数は、市町村独自の高い報酬を設定した場合の加算単位数。

(2) オペレーションセンターを設置しない場合

○ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)(1月につき)	2,760単位 (100単位・200単位・300単位)
------------------------	--------------------------------

夜間対応型訪問介護の指定基準

人員基準

(1)オペレーションセンター従業者

- 利用者からの通報を受け付けるオペレーター : 提供時間帯を通じて専従で1以上
(看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士に限る。)
- 利用者の面接等を行う面接相談員 : 1以上
- ※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者が行うこととなっている業務は、訪問介護員が行うことで足りる。

(2)訪問介護員等

- 定期巡回サービスを行う訪問介護員等
 - ・交通事情や訪問頻度等を勘案し、適切なサービス提供のために必要な数
- 随時訪問サービスを行う者
 - ・提供時間帯を通じて専従で1以上

(3)管理者

- ・管理者は、常勤専従とし、管理上支障がない場合は他の職種に従事することができる。

設備・運営基準等

(1)設備基準等

- オペレーションセンターは、概ね利用者300人につき1カ所以上設置。
- オペレーションセンターは、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器を整備。
- 利用者に対しては、援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布しなければならない。
- ※ オペレーションセンターを設置しないことができるのは、利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者の上に密接な関係が築かれていることにより、訪問介護員等が利用者からの通報を受けたときであっても、十分な対応を行うことが可能な場合。

(2)運営基準

- 随時訪問サービスを適切に行うため、利用者の面接を行うとともに、1～3ヶ月に1回程度、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等の把握に努め、相談援助を行うこと。
- 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認められるときは、利用者が利用する訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講ずること。
- 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法や紛失した場合の対処方法等を記載した文書を利用者に交付すること。